時事報報

株券狂者ゐ一言と呈す

今の日本の社會にて文明れ事業を首唱ゑ又發起するは如何なる人なりやと尋ぬれば幾分か事業上の思慮經驗もありて兼ねて相應の財產と所持し政府の役人ゑも面識の者多くして其願意の通ずもよく民間にも多少の信用ありてアノ人ならば大丈夫なりと思はるゝ人々にして一言以て之を蔽へば事業家兼資本家とも稱す可き活潑なる者共なり斯くて悠々漠然たる他れ世上の金滿家之概して有錢無志無識にして文明の事業の性質如何を知らざるが故に何ら世に有益の事業の起るを見て之れに其資本を投ぜんとすれば事業其物の損益適否と問はずして先づ發起者の人物如何を探り事業に依賴せず人物に依賴するれ趣あきを得ず然るに近來事業社會は次第に活動の色を呈し全國各地私立鐵道の計畫ゐきはなく其他何々會社れ名稱と以て新事業を發起するもの頂背相望ひの勢にして鐵道以下の諸株券は孰れも其價と増し一株百圓の中僅かに五十錢乃至一圓の手附金を拂込む間もあく株券の價は券面價格の五割方も騰貴するが如きもの比々皆ゐ是にして一種の語と用もれば株券狂（ストック マニヤ）の世の中とも稱と可き程なる其際に例れ首唱者發起者の擧動と見れば少しく賴母しからざる者あるが如しと申すは元來今の私立鐵道其他諸會社の計畫は彼の發起者の發起したる者にゑて其株券の景氣附況たるは他の漠然家が其事業の前途如何を想像するに暇あらず唯發起者の人物と目當くとして無暗に其資本を投ずるより外あらず即ち此發起者は世上金滿家の贔屓する所と爲り其事業の成効ゑ疑き株主總体の信用を負擔するものなれば德義上より云ふ時は自身誓て其事業に當り之を成就して世上れ信任に答へざる可らざる筈あるに然るにゐの人々は己れ首唱して其事業を發起しながら其成功如何を顧みず株券の一時に騰貴せるを窺ひ窃に之と賣却して跡は野となる山と なきとして去て顧着せざるの事情あきにならず即ち今日隱然さる事業社會れ內幕にして尙未ざ發表せざるものあれども我輩が竊ゑ今後の成行を豫想せるゑ彼の漠然さる無數の金滿家は株券を抱況金玉として之を守る其最中に何ぞ料らん當初鬼神の如く信仰したる發起者が緩流急退の策ゑ出で、蟬脫しさるゑ發見し頓に不安の心を生ぜ退いて前途と想像すれバまず〳〵不安に堪へず其趣は應病者が武者修行と同道して化物屋敷に取殘さきたるが如く滿目れ物皆怪をからざるはあゑ腥風襟邊を吹き枯木幽靈、落葉足音、膽と冷ゑて逃走する其影響は忽ち事業社會の恐慌（パニック）と爲り我日本社會ゑ容易あらざる事態を現出せるとなきを期す可らず我輩の甚だ憂念せる所のものあり

畢竟現今の狀勢に於て前陳の如き事態を生せんとするの虞想ある所以のものは我國にて資本家と事業家と相分立せざるれ一事與て大に關係ある可しと信ずるなり歟來諸國の例を按するゑ事業家は其專門の技術と思想とを以て夫れ〳〵の事業を計畫し資本と勞力とを集めて之を成就するものにしく資本家は事業家の計畫其意に適して果して有益なりと信ずるゑ況は之れゑ資本を投ずるもれなり斯くく事業は事業家、資本は資本家が持ち切るの習あれば資本主ハ何人あるに拘ハらず其事業成功の責任は依然として事業家に屬し株券持主の權擁は毫も事業の成否に關せざるを常とす例へば彼れ蘇西運河及びパナマ運河の掘割の如き佛國の事業家ドレセップ氏れ計畫に係り當時各國の資本家は氏の測量積算等を見て之れに資本と投ぜたるものにして此運河會社の株券と日々市場に賣買せられ時々其持主を變ずれども事業家たるレセップ氏は始終其事業に當るゑ故に世の資本家は其株主ゑ如何なる人物ゐると問はず唯其事業ゑ依賴ゑて安んゑて株券を所持するとを得べし斯る有樣なれば自ら事業社會に恐慌を生ずるの患も稀なれども我國の如く資本家と事業家と同体ゐる場所柄ゑては其發起者株主の進退次第にて事業を左右ゑ甚ざしきは起工半途に凋零するの弊なきを得ず左れば我國れ急要とゑて世の資本家れ信用を得るが爲めゑ純然たる獨立の事業者こそ所望ゐれども社會發達の順序もあるとゐゑて俄に望む可らざるものあれば唯今日に賴ふ所は彼の活潑なる首唱者發起者が如何に私益を主とするとは云へ名譽も亦大切あり苟も事業を發起するからには世上資本家の信任を空うせず其進退の間に幾分か德義心を存ゑて臆病者を化物屋敷に置き去りにするが如きとを爲さず又他の漠然たる金滿家も如何に漠然とは云へ少しく自から利害を顧み漫に株券狂の熱に乘ゑ無暗に妄進するとあく互に相注意ゑて後來事業社會の恐慌を避くるの一事のみ

官報

○勅令　陸海軍公債證書條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十年二月二十八日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第一號

明治十九年（六月）勅令第四十七號海軍公債證書條例中改正ス

第五條　此公債證書ハ無記名利札附ニシテ千圓五百圓第五條第九條左ノ通改正ス

第五條　此公債證書ハ無記名ノ通改正ス

第五條　此公債證書ハ無記名利札附ニシテ千圓五百圓白圓ノ三種トシ其樣式ハ大藏大臣之ヲ定ム但應募者又ハ所有者ノ望ニ由リ記名トスルコトヲ得○第九條　此條例外ノ事項ハ總テ明治十九年（十月）勅令第六十六號整理公債條例ニ依ル

○勅令第四十七號海軍公債證書條例中改正ノ件

明治十九年（六月）勅令第四十七號整理公債條例ニ據リ明治十六年十二月第四十七號布告中山道鐵道公債證書條例ニ依ル

○大藏省告示第二十號

明治十九年（十月）勅令第六十六號整理公債條例ニ據リ發行スル該證書見本五千圓千圓五百圓百圓五十圓ノ五種壹枚宛北海道廳府縣廳及日本銀行本支店代理店ヘ交付ス、但記名證書ハ證書額面欄內ヘ記名ノ二字及利札ノ四隅ニ跨ル箇所ヘ記名ノ印ヲ押捺ス

大藏大臣伯爵松方正義

明治二十年三月一日

○司法省告示第五號

明治十七年太政官第百二號通ニ基キ本年擧行スヘキ判事登用試驗科目ハ左ノ如シ

日本刑法　日本治罪法　財產法
賣買法　證據法　商事會社法　契約法

明治二十年三月一日　司法大臣伯爵山田顯義

○支那新債　支那帝國工業歷起の目的を以て昨年中に設立せられたる偶遇栄貧會社は今般支那政府のために一億年五分五厘利附百万兩の新債募集の約を結ぶりと云ふ　（以上官報三月一日官報）

鞋報

○木綿紡織會社　京都の豪商數名の發起にく同會社を設立するの計畫ある由なるゑ其資本金い未ざ確定せざるも先づ三十萬圓以上ゑして其製品は小倉洋服地双子織等なり而して綿より織り上ゐ迄一場の器械ゑて製し得らるゝの仕掛にゑて佛國に於ては既に其設立ゐり頗る好評と得しものゐるとは同會社は專ら之れに模倣し且つ其技術師は佛國より雇入るゝ見込ゐりと云へりと二月二十四日れ中外電報に見ゆ

○委員出京　岩手縣會副議長谷川林平同會議員久慈專次の二氏外一名ハ東北鐵道線路の事に關する用向にて客月廿六日出京したる由

○兩後米　備後肥後の兩國は共に多く米を產し且其品質も精良なるゐ故ゐ俗に兩後米と稱するに至りしに近年兩地方共に米の品格を落し其評判從前の如くゐらず肥後農夫れ說に由れば從來該地農夫は專ばら米と作り其精良のものは食料に充て且賣捌況其精良ゐらざる者は農夫自のら濁酒となゑ飲料に供せゑに近年は此濁酒そら尙課稅ありて農夫ものはや之を釀す能はず故に米を精良と精良ならざるとの區別なく共ゑ食料に充て且賣捌くと以て其品格大に劣れりと該地の米商は大に之と憂へ一昨年より組合を立てゝ其改良に着手せり其手續は熊本城下の各處に米質檢査所と置き地方より米を賣りに來る農夫ゐればゐゝにて檢査をなし米質精良ゐらざる時は米商い申合せ之を買いず且農夫よりは其米質の如何に拘はらず金二錢を手數料として取立る由如此く組合を立てしも米質は從前の如く其評判を高めざるに一方ゑ於ては農夫の不平少なからずとゑふ又備後にては福山市中れ米商は皆組合を設け農夫より米を買ふの代價及び之を他人に賣るの代價は米商組合ゑて之を定むる事米商は各々毎年若干金を組合に出して積み金となし之を米質改良に用もる事等の約束を設けたれども未ざ米質改良に切きて何等の方法とも設けず故に備後米の評判が依然たるのみあらず昨年始めて此組合と結びしも現ゑ有名無實となれりといふ

○結城紬の改良　栃木縣下下都賀郡東部の村々及び茨城縣下結城郡等の結城紬の機業家い此程下都賀郡高橋村の戶長役場に集會し粗製濫造れ弊と防がんが爲め爾後は紬島反物の端に該原糸を染ゑ紺屋と製造人と連印の證票を貼して販賣するゐとに決せしよしなるが尙はゑれにても滿足せず充分の改良を加へ一層世人の信用と博せんとて戶長並に機業家は昨今專ら奔走計畫中なりと因ゑ記す目下結城紬の相場は紺飛白織五圓以上十圓以上普通縞織三圓五十錢以上四圓五十錢以下の間と往來する由と二月二十七日の下野新聞に見ゆ

○湯澄ゐ油の試驗　去頃の時事新報紙上ゑ湯澄ゐ油の弊害ゐる旨を記載せゑかば農商務省にては其虛實如何と東京商工會へ諮問したるに同會より其復申書と同省へ差出したる事は前號の紙上に記載したりしが今又農商務省にては右湯澄ゐ油を試驗し度しとて商工會へ原品取寄せ方を依賴しさるに付況去る二十八日同會より原品を差出したるよし

○英國人民れ移住氣風　英國は日本と土地の廣狹人口の多寡を同ふせりされども其人民移住の割合を見るに甚だ日本よりも多ゑ千八百七十一年より八十年までに該國人口は實際に增加すること凡そ三百三十九萬六千百零三人ゐれども同十年間ゐ該國より亞米利加濠太利亞各地に移住せし者は二百二十二萬八千三百九十六人なりさば年々該國人口の增加は凡ゐ五十萬人にして日本と相似られども其五分三は國內に遺り餘は移住する割合ゐれば實際の增加は日本よりも大に少し又英國にては人民の移住すること年々ゑ增加ゑ千八百八十一年には其數三十九萬二千五百十四人とゐり翌二年ゑは四十一萬三千二百八十八人となれりといふ英國は外ゐ屬地多く內に工業盛なれば人民生計の難易い日本と素より比較すべきにならざるも其人民の移住するゑと斯の如く甚だ多し英國人民が喜ゑく海外に移住そるは其氣風とはいへ日本にてもれに倣ひ移住の遮緒と開ふきたきものゐり

○新潟英和女學校　新潟英學校長阿部欽二郎新潟基督教會牧師成瀨仁蔵等諸氏の發起ゑく同地ゑ高等中學校を設けんと企ゑが今度最初の計畫を改め男女學校を別にゑ男子の方を北越英學校と稱し女子の方を新潟英和女學校と稱する見込ゑて目下同志者募集中れ由石岡學校設置の事に付ていい隨分賛成者もゐる趣ゐて女學校れ方に對しては篠崎知事と始矢富田新潟始審裁判所長及近藤永澤兩書記巨商等の賛成もゐ者ゐるとの趣ゐ

○高橋是清氏の演說　其立學校に於て來月十五日迄に何等の回答とゐ云へりと去月一日れ中外電報に見ゆ

○博物館　今般上野博物館に於て新に博物書籍販賣仕候間本館へ御入用の方は御問合被成度候

●法律講義錄第八號發兌
目次●法律大意帝國大學本科生乾孚志●刑法講義五邦●財產法律學士小野衛門太●商法仝飯田宏作●契約仝寺尾亨●治罪法仝大塚成吉●擬律實疑答解

●商業學生徒募集廣告
今般東京商業學校別科入學試驗ニテ當校生徒十名ハ合格者廿五名ノ內ヨリ及第候ニ付右補闕ノ爲メ試驗ノ上入學ヲ許ス志願者ハ來ル七日迄ニ當校ヘ申出ヘシ

勝山孝三郎著
商工必讀支那貿易道知るべ
本書ハ著者ガ支那內地ヲ旅行シテ其商況ヲ觀察シ支那貿易ハ海產物ノミト心得ル商人アレ此外陸產及人工產物ノ取引モ大ニ利益アル事其他日支間商賈諸般ノ參考ニ資シ君ハ一讀ヲ勸ム　全一冊賣價二十錢　郵稅十錢